

世界農業遺産高千穂郷・椎葉山地域5周年記念PR業務委託仕様書

1 業務の名称

世界農業遺産高千穂郷・椎葉山地域5周年記念PR業務

2 業務目的

今年、高千穂郷・椎葉山地域が世界農業遺産（以下、「GIAHS」という。）に認定されて5年目である。これまでの活動の中で、地域特有の自然景観等の地域資源、さらに、その地域を守ってきた人々の生活や農村文化の歴史的背景など、世界に誇れる魅力や価値を再確認してきた。

そこで、GIAHS 認定5周年を契機として、5周年記念の周知イベントや地域の魅力の一つである食材等を活用した「食」のイベントを開催し、地域の魅力を総合的に引き出すことで、GIAHS 認定5町村の魅力の再発信と認知度向上、さらには、誘客や関係人口の拡大を図り、経済活動の活性化に繋げることを目的とする。

3 業務の履行期間

契約の日から令和3年3月26日（金）まで

4 委託料

4,235,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

5 業務内容

以下の業務を、世界農業遺産認定5周年の契機に、世界に誇れる当地域の魅力を再発信することを統一したコンセプトのもとで、企画・実施するものとする。

【A】GIAHS 5周年を契機とした認知度向上及びホテルやホテル内レストランを活用した食のイベント（以下、「ホテルイベント」という。）の周知

GIAHS の認知度向上×5周年記念×ホテルイベント告知を目的として、以下の取組を行う

- ・テレビCMの制作及び放送
地上波テレビ放送局1社以上、放送時間及び回数は効果的なものとする。
- ・ラジオCMの制作及び放送
ラジオ局1社以上、放送時間及び回数は効果的なものとする。
- ・新聞及び情報誌による告知 各1社以上、掲載回数は効果的なものとする。
- ・チラシの作成及び配布
- ・SNS 広告の制作及び発信
- ・テレビ（1社以上）の情報番組における5～10分程度のGIAHS 地域の活動紹介
- ・宮崎駅周囲の大型ビジョンでのGIAHS 紹介動画放映（3ヶ月）、既存動画の編集
- ・ホテルイベントと連動した5町村特産品のプレゼントキャンペーンの企画及び実施

【B】 ホテルイベント

- ・宮崎市内で集客力のあるホテルにおいて「食」の魅力を核としたホテルイベントの企画及び実施。
- ・ホテルは、1社以上
- ・5町村の農産物、加工品、焼酎等を使ったメニュー展開
- ・5町村の農産物、加工品、焼酎、工芸品等の販売
- ・ホテル内及びレストラン内における GIAHS や5町村の魅力発信、装飾
- ・令和3年2～3月における一ヶ月程度の一定期間におけるホテルイベントの実施
- ・その他、神楽公演、ホテルとの共同企画、オンライン連動イベント等の独自企画と実施

【C】 フォトコンテスト

- ・SNS を活用した GIAHS×フォトコンテスト

【B】 の告知や5町村特産品のプレゼントキャンペーンと連動し、周知・拡散等の費用対効果の高いコンテストとする。

【D】 ノベルティグッズ等製作

- ・GIAHS を周知するのぼり旗作成
- ・イベント等で無料配布できる世界農業遺産の思想を反映したノベルティグッズ作成

6 留意事項

- (1) 高千穂郷・椎葉山地域への誘客、ファンづくりに繋がるような取組とすること。
- (2) 認定地域5町村とも十分に連携を行うこと。
- (3) 費用対効果の優れたものとする。
- (4) 法令や環境、安全に配慮した運営に努めること。
- (5) 広報宣伝においては、様々なメディアや媒体を活用した広告宣伝（WEB、SNS、雑誌等）や販促物（フライヤー、ポスター等）の活用について、予算内で費用対効果の高い手法を検討の上、実施すること。
- (6) 広報宣伝においては、5町村内における認知度向上にも十分工夫すること。
- (7) 当業務の他、県からの指示を踏まえ、県が実施する他のイベント・フェアの企画と連動し、費用対効果の高い企画を展開すること。
- (8) 新型コロナウイルス感染症の感染防止策や影響を十分考慮した内容とすること。

7 成果品等

成果報告書

（内容）事業実績書、収支精算書、事業実施状況（記録映像、写真等）等

※いずれも、紙媒体及びCD・DVD等による電子データの両方を提出すること。

8 経費

履行までに要する全ての経費を含む。

9 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、本業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県の承認を得たうえ、業務の一部を委託することができる。

(2) 守秘義務

受託者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(3) 立入検査等

県は事業の執行の適正を期するため必要があるときは、受託者に対して報告させ、又は事務所等に立入、関係帳簿類、その他の物件を検査、若しくは関係者に質問を行う場合がある。

10 その他

(1) 成果品等についての権利は、県に帰属する。

(2) 成果品等についての電子データは、県へ提出する。

(3) 本仕様書に明記のない事項については双方協議の上、決定することとする。